

# 居宅介護支援事業重要事項説明書

平成28年4月

## 1. 居宅介護支援を提供する事業者

事業者名称	社会福祉法人 大阪キリスト教女子青年福祉会（大阪YWCA）
代表者名	理事長 朝川 晃子
本部所在地 連絡先	大阪市北区神山町11-12 TEL 06-6361-0838 FAX 06-6361-2997
設立年月日	昭和53年4月11日

## 2. ご利用者への居宅介護支援提供を担当する事務所

### (1) 事業所の概要

事業所名称	大阪YWCAシャロン千里
介護保険 指定事業者番号	2771600737
事業所所在地	大阪府吹田市古江台3-9-3
連絡先	大阪YWCAシャロン千里 TEL 06-6872-0505 FAX 06-6872-0503
相談担当者名	介護支援専門員 山崎 清美、岡迫 伸子、鴨田 典古
事業所の通常の 事業実施地域	吹田市全域
開設年月日	平成12年4月1日

### (2) 事業の目的および運営方針

事業目的	指定居宅介護支援事業が適正に運営されるよう、必要な人員および管理運営に関する事項を定め、介護支援専門員が要介護者等からの相談に応じ、その心身の状況や環境等に応じて、本人や家族の意向を基に居宅サービス、施設サービスを適切に利用できるように、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整などを行うことを目的とします。
運営方針	○利用者が要介護状態になっても、可能な限りその居宅でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮します。 ○利用者の心身の状況、環境等に応じて利用者自身の選択により、適切な保健医療サービス、福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮します。 ○利用者の意思、人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者提供される居宅サービス等が、特定の種類、事業者に偏ることの無いように公正中立に行います。 ○事業にあたり利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保健施設との連携に努めます。 ○上記の他、「指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準（平成11年厚生省第38号）」に定める内容を厳守し、事業を実施します。

(3) 事業所窓口の営業日および営業時間

営業日	月曜日～土曜日 但し 祝日、8月14日～16日、12月29日～1月4日は特別休業日とする。
営業時間	午前10時～午後 5時までとする

3. 利用料、その他の費用の請求、支払方法

介護保険適用の場合は利用料の支払いはありません。

①利用料、その他の費用の請求	<p>ア 利用料、その他の費用は利用者負担のある支援業務提供者毎に計算し、利用のあった月の合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 請求書は、利用明細書を添えて、利用のあった月の翌月20日までに利用者宛てにお届けします。請求額のない月はお届けいたしません。</p>
②利用料、その他の費用のお支払い	<p>ア 利用者負担のある支援業務提供の都度お渡しする利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の25日までに下記のいずれかの方法によりお支払いください。</p> <p>(ア) 事業者指定口座への振込み (イ) 事業者指定機関への自動振込み (ウ) 現金払い</p> <p>イ お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いいたします。</p>

\*利用料、その他の費用のお支払いについて、支払い期日から 2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解約したうえで、未払い分をお支払いいただくこととなります。

4. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者、その家族に関する秘密の保持について	<p>事業者はサービスを提供するうえで知り得た、利用者、およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。</p> <p>この秘密保持義務は、契約終了後も継続します。</p>
②個人情報の保護について	<p>事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議で用いません。</p> <p>事業者は、利用者とその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。</p>

5. 高齢者虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり重要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

#### 6. 居宅介護支援に関する相談、苦情について

<b>【事業者の窓口】</b> 大阪YWCA シャロン千里 管理者	所在地 吹田市古江台3-9-3 電話番号 06-6872-0505 FAX 番号 06-6872-0503 受付時間 午前9時～午後5時
<b>【市町村の窓口】</b> 吹田市役所介護保険課	所在地 吹田市泉町1-3-40 電話番号 06-6384-1231 FAX 番号 06-6368-7348 受付時間 午前9時～午後5時
<b>【公共団体の窓口】</b> 大阪府国民健康保険 団体連合会	所在地 大阪府中央区常盤町1-3-8 電話番号 06-6949-5418 FAX 番号 06-6949-5417 受付時間 午前9時～午後5時

#### 7. 苦情処理の体制、手順について

処理の手順	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握する必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行う。</li> <li>(2) 特に、事業者に関する苦情がある場合には、利用者の立場を考慮しながら、事業所側の責任者に事実関係の特定を慎重に行う</li> <li>(3) 相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、時下の対応を決定する。</li> <li>(4) 対応内容に基づき必要に応じて、関係者への連絡調整を行うとともに、利用者への対応方法を含めた結果報告を行う。（時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡する）</li> </ol>
-------	---

#### 8. 事故発生時の対応について

① 事故発生時の対応について	当事業所が利用者に対して行う指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
② 賠償責任について	当事業所が利用者に対して行った指定居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

指定居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

重要事項説明日 平成 年 月 日

事業所

所在地 大阪府吹田市古江台3-9-3

名称 大阪YWCAシャロン千里

説明者 \_\_\_\_\_ 印

私は契約書および本書面により、事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

契約者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(代理人)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印